

## 令和7年度北海道一般会計予算

令和7年度北海道一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,050,465,797千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 教育費の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 道 税		694, 120, 125
	1 道 民 税	173, 369, 252
	2 事 業 税	169, 113, 837
	3 地 方 消 費 税	185, 721, 709
	4 不 動 産 取 得 税	20, 253, 263
	5 道 た ば こ 税	7, 556, 163
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1, 507, 095
	7 軽 油 引 取 税	53, 575, 964
	8 自 動 車 税	81, 256, 347
	9 鉱 区 税	31, 255
	10 狩 猟 税	49, 589
	11 核 燃 料 税	899, 960

款	項	金額
	12 循環資源利用促進税	785,691
2 地方消費税清算金		289,722,070
	1 地方消費税清算金	289,722,070
3 地方譲与税		118,660,000
	1 特別法人事業譲与税	106,342,000
	2 地方揮発油譲与税	10,470,000
	3 石油ガス譲与税	350,000
	4 自動車重量譲与税	783,000
	5 森林環境譲与税	536,000
	6 航空機燃料譲与税	179,000
4 市町村たばこ税道交付金		36,900
	1 市町村たばこ税道交付金	36,900
5 地方特例交付金		1,970,000
	1 地方特例交付金	1,970,000

款	項	金額
6 地方交付税		632,000,000
	1 地方交付税	632,000,000
7 交通安全対策特別交付金		1,071,000
	1 交通安全対策特別交付金	1,071,000
8 分担金及び負担金		21,680,482
	1 分担金	1,861,216
	2 負担金	19,819,266
9 使用料及び手数料		21,521,039
	1 使用料	12,075,326
	2 手数料	652,667
	3 証紙収入	8,793,046
10 国庫支出金		340,772,217
	1 国庫負担金	91,848,563
	2 国庫補助金	236,526,122

款	項	金額
	3 委 託 金	12,397,532
11 財 産 収 入		5,555,936
	1 財 産 運 用 収 入	3,035,870
	2 財 産 売 払 収 入	2,520,066
12 寄 附 金		1,787,113
	1 寄 附 金	1,787,113
13 繰 入 金		79,549,063
	1 特 別 会 計 繰 入 金	7,743,490
	2 基 金 繰 入 金	71,805,573
14 諸 収 入		368,152,152
	1 延滞金、加算金及び過料等	801,804
	2 預 金 利 子	178,440
	3 貸 付 金 収 入	346,571,228
	4 受 託 事 業 収 入	5,194,656

款	項	金 額
	5 収 益 事 業 収 入	7,506,657
	6 雜 入	7,899,367
15 道 債		473,867,700
	1 道 債	473,867,700
歲 入 合 計		3,050,465,797

歳 出		
(単位 千円)		
款	項	金 額
1 議 会 費		3,333,187
	1 議 会 費	3,333,187
2 総 務 費		319,548,918
	1 総 務 管 理 費	67,875,967
	2 徴 税 費	191,134,451
	3 学 事 宗 務 費	35,190,526
	4 イノベーション推進費	15,333,241
	5 防 災 費	1,562,322
	6 原子力安全対策費	1,080,856
	7 領土復帰対策費	1,017,133
	8 会 計 管 理 費	1,301,297
	9 選 挙 費	4,060,331
10 人 事 委 員 会 費	351,137	

款	項	金額
	11 監 查 委 員 費	641,657
3 綜 合 政 策 費		91,492,098
	1 綜 合 政 策 管 理 費	4,158,592
	2 官 民 連 携 推 進 費	892,316
	3 政 策 費	6,430
	4 計 画 費	7,423,012
	5 国 際 交 流 費	525,500
	6 次 世 代 社 会 戦 略 費	16,509,556
	7 地 域 創 生 費	6,634,177
	8 地 域 行 政 費	2,842,591
	9 交 通 政 策 費	44,376,942
	10 航 空 港 湾 費	8,122,982
4 環 境 生 活 費		9,016,540
	1 環 境 生 活 管 理 費	1,986,230



款	項	金額
	2 環境政策費	99,767
	3 循環型社会推進費	2,287,953
	4 自然環境費	442,766
	5 野生動物対策費	709,706
	6 道民生活費	245,194
	7 消費者安全費	399,240
	8 文化振興費	1,140,354
	9 スポーツ振興費	1,027,897
	10 アイヌ政策費	677,433
5 保健福祉費		462,687,887
	1 保健福祉管理費	28,187,679
	2 地域医療費	22,970,802
	3 医務薬務費	2,512,726
	4 地域保健費	11,707,594

款	項	金額
	5 国保医療費	119,738,300
	6 食品衛生費	833,659
	7 感染症対策費	893,244
	8 地域福祉費	33,725,385
	9 障がい者保健福祉費	71,751,564
	10 高齢者保健福祉費	85,329,719
	11 子ども政策企画費	48,029,495
	12 子ども家庭支援費	36,888,723
	13 災害救助費	118,997
6 経 済 費		348,471,583
	1 経 済 管 理 費	4,571,679
	2 経 済 企 画 費	6,463
	3 食 産 業 振 興 費	232,253
	4 観 光 振 興 費	2,583,934

款	項	金額
	5 ゼロカーボン戦略費	286,316
	6 ゼロカーボン産業費	1,406,315
	7 中小企業費	315,890,400
	8 産業振興費	16,543,947
	9 スタートアップ推進費	1,307
	10 次世代半導体戦略費	560,538
	11 資源エネルギー費	3,060,191
	12 雇用労政費	382,722
	13 産業人材費	2,473,892
	14 労働委員会費	471,626
7 農政費		141,534,055
	1 農政管理費	8,193,480
	2 食品政策費	6,571,807
	3 農産振興費	28,505,589

款	項	金額
	4 畜 產 振 興 費	5,148,039
	5 技 術 普 及 費	2,964,689
	6 農 業 經 營 費	2,589,076
	7 農 地 調 整 費	1,367,334
	8 農 村 設 計 費	16,379,899
	9 農 業 農 村 整 備 事 業 費	54,152,662
	10 農 業 施 設 管 理 費	15,619,741
	11 農 村 計 画 費	41,739
8 水 產 林 務 費		59,796,531
	1 水 產 林 務 管 理 費	6,603,732
	2 水 產 經 營 費	1,774,786
	3 漁 港 漁 場 費	23,654,660
	4 漁 業 管 理 費	1,273,861
	5 林 業 木 材 費	3,029,122

款	項	金額
	6 森林計画費	1,323,093
	7 森林整備費	8,636,151
	8 治山費	9,231,774
	9 森林海洋環境費	274,930
	10 道有林費	3,321,908
	11 成長産業費	672,514
9 建設費		224,224,807
	1 建設管理費	35,287,513
	2 維持管理防災費	12,477,336
	3 道路橋りょう費	93,412,605
	4 河川費	42,211,290
	5 砂防海岸費	14,960,749
	6 まちづくり推進費	62,149
	7 都市環境費	9,089,778

款	項	金額
	8 公園下水道費	9,047,483
	9 建築指導費	447,462
	10 住宅費	49,694
	11 営繕費	7,178,748
10 警察費		145,407,215
	1 警察管理費	134,649,518
	2 警察活動費	3,910,340
	3 交通安全施設費	6,847,357
11 教育費		401,418,014
	1 教育総務費	32,853,082
	2 小学校費	126,971,061
	3 中学校費	79,309,714
	4 高等学校費	92,641,139
	5 特別支援学校費	52,867,818

款	項	金額
	6 学 校 教 育 費	13,843,051
	7 社 会 教 育 費	1,960,871
	8 保 健 体 育 費	971,278
12 災 害 復 旧 費		2,947,962
	1 農地開発施設災害復旧費	180,000
	2 水産林業施設災害復旧費	706,509
	3 土木施設災害復旧費	2,061,453
13 公 債 費		632,673,895
	1 公 債 費	632,673,895
14 諸 支 出 金		207,713,105
	1 繰 出 金	29,129,369
	2 諸 費	178,583,736
15 予 備 費		200,000
	1 予 備 費	200,000

款	項	金 額
歲	出 合 計	3,050,465,797



第 2 表 債 務 負 担 行 為			(単位 千円)
(その 1)			
事 項	期 間	限 度 額	
令和 7 年度解体に係る中標津地域保健室の工事請負に関する債務負担行為	令和 7 年度から令和 8 年度まで	94,364	
令和 7 年度公益社団法人北海道私学振興基金協会に金融機関が行う経営安定資金及び短期経営安定資金に係る融資に伴う損失補償に関する債務負担行為	令和 7 年度から令和 8 年度まで	元金について 2,950,000千円 以内 利子について 元金に対する利 子相当額 の合計額	
令和 7 年度公益社団法人北海道私学振興基金協会に金融機関が行う施設整備資金に係る融資に伴う損失補償に関する債務負担行為	令和 7 年度から令和 8 年度まで	元金について 250,000千円以内 利子について 元金に対する利 子相当額 の合計額	
令和 7 年度財務会計システム等構築事業に係る業務の委託に関する債務負担行為	令和 7 年度から令和 9 年度まで	1,889,153	
令和 7 年度北海道中小企業総合支援センター設備貸与事業に対する損失補償に関する債務負担行為	令和 7 年度から令和17年度まで	60,000	
北海道立工業技術センター空調設備改修工事に関する債務負担行為	令和 7 年度から令和 8 年度まで	82,172	
令和 7 年度企業立地促進事業に係る道費補助に関する債務負担行為	令和 7 年度から令和11年度まで	2,722,501	
緊急再就職委託訓練業務の委託に関する債務負担行為	令和 7 年度から令和 9 年度まで	300,487	
令和 7 年度野菜価格安定資金造成事業に係る道費補助に関する債務負担行為	令和 7 年度から令和 8 年度まで	984,126	
令和 7 年度農地売買支援事業に対する損失補償に関する債務負担行為	令和 7 年度から令和18年度まで	12,225,304	
令和 7 年度法人経営出資育成事業に対する損失補償に関する債務負担行為	令和 7 年度から令和23年度まで	33,349	

事 項	期 間	限 度 額
令和7年度農業近代化資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	令和7年度から令和27年度まで	271,345
令和7年度農業経営負担軽減支援資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	令和7年度から令和22年度まで	65,379
令和7年度畜産特別支援資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	令和7年度から令和32年度まで	37,152
令和7年度畜産経営体質強化支援資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	令和7年度から令和32年度まで	13,270
令和7年度道営土地改良事業に関する債務負担行為	令和7年度から令和8年度まで	1,093,304
令和7年度道営農用地造成事業に関する債務負担行為	令和7年度から令和8年度まで	84,000
令和7年度道営農地防災事業に関する債務負担行為	令和7年度から令和8年度まで	700,000
令和7年度団体営農村総合整備事業に関する債務負担行為	令和7年度から令和8年度まで	141,000
令和7年度漁業近代化資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	令和7年度から令和28年度まで	826,659
令和7年度漁業経営維持安定資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	令和7年度から令和23年度まで	71,250
令和7年度北海道山林種苗協同組合に金融機関が行う種子貯蔵管理資金に係る融資に伴う損失補償に関する債務負担行為	令和7年度から令和8年度まで	元金について 432,111千円以内 利子について 元金に対する利子相当額の合計額
北海道立道民活動センター改修工事に関する債務負担行為	令和7年度から令和8年度まで	365,101
宗谷合同庁舎改修工事に関する債務負担行為	令和7年度から令和8年度まで	129,225

事 項	期 間	限 度 額
北海道立北方四島交流センター改修工事に関する債務負担行為	令和7年度から令和8年度まで	750,482
北海道立総合博物館長寿命化改修工事に関する債務負担行為	令和7年度から令和8年度まで	441,752
石狩振興局保健環境部保健行政室長寿命化改修工事に関する債務負担行為	令和7年度から令和8年度まで	184,606
北海道立旭川高等技術専門学院改修工事に関する債務負担行為	令和7年度から令和8年度まで	334,133
北海道栽培漁業瀬棚センター改修工事に関する債務負担行為	令和7年度から令和8年度まで	203,411
令和7年度北海道土地開発公社に金融機関等が行う融資に対する債務保証に関する債務負担行為	令和7年度から令和11年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費及び調査測量費について 100,000千円以内取得、調査測量及び処分に係る経費について 年6%以内の額借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
富良野川火山砂防工事に関する債務負担行為	令和7年度から令和8年度まで	180,000
ヘリコプター用航空ジェット燃料給油車の購入に関する債務負担行為	令和7年度から令和8年度まで	50,057
令和7年度建設に係る警察署庁舎の工事請負に関する債務負担行為	令和7年度から令和8年度まで	4,176,214

事 項	期 間	限 度 額
令和7年度警察庁舎整備に係る設計監視支援業務の委託に関する債務負担行為	令和7年度から令和9年度まで	6,479
警察庁舎整備等に関する債務負担行為	令和7年度から令和25年度まで	14,446,962
令和7年度交番、駐在所庁舎の賃借に関する債務負担行為	令和7年度から令和21年度まで	208,834
令和7年度交番、駐在所庁舎の賃借に関する債務負担行為	令和7年度から令和31年度まで	807,119
警察本部庁舎機械設備改修工事に関する債務負担行為	令和7年度から令和9年度まで	611,000
令和7年度北海道警察運転者管理システム機器の賃借に関する債務負担行為	令和7年度から令和8年度まで	18,551
令和7年度建設に係る高等学校校舎の工事請負に関する債務負担行為	令和7年度から令和8年度まで	748,055
令和7年度建設に係る高等学校校舎長寿命化改修工事に関する債務負担行為	令和7年度から令和8年度まで	7,724,674
令和7年度特別支援学校校舎建設に係る設計業務の委託に関する債務負担行為	令和7年度から令和8年度まで	23,584
令和7年度建設に係る特別支援学校校舎長寿命化改修工事に関する債務負担行為	令和7年度から令和8年度まで	1,869,435
令和7年度公益財団法人北海道高等学校奨学会に金融機関が行う奨学金及び入学資金に係る融資に伴う損失補償に関する債務負担行為	令和7年度から令和8年度まで	元金について 総務費について 8,128,440千円以内 教育費について 2,688,386千円以内 の合計額 10,816,826千円以内 利子について 元金に対する利子相当額の合計額

事 項	期 間	限 度 額
令和7年度における地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務に関する債務負担行為	令和7年度から令和17年度まで	元金について 1,138,000,000 千円 利子について 元金に対する利 子相当額 の合計額

(その2)					(単位 千円)
事 項	変 更 前		変 更 後		
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額	
総合博物館の指定管理業務に係る管理費用に関する債務負担行為	令和4年度から 令和9年度まで	2,042,000	令和4年度から 令和9年度まで	2,053,000	
北方四島交流センターの指定管理業務に係る管理費用に関する債務負担行為	令和3年度から 令和13年度まで	630,000	令和3年度から 令和13年度まで	633,000	
道立施設の指定管理業務に係る管理費用に関する債務負担行為	令和3年度から 令和8年度まで	環境生活費について 2,775,000 経済費について 429,000 水産林務費について 791,000 建設費について 3,498,000 教育費について 4,272,000 の合計額 11,765,000	令和3年度から 令和8年度まで	環境生活費について 2,811,000 経済費について 434,000 水産林務費について 797,000 建設費について 3,554,000 教育費について 4,319,000 の合計額 11,915,000	

第 3 表

## 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
札幌医科大学整備費	638,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
私立学校等管理運営費 対 策	158,000	同 上	10%以内	同 上
総合行政情報 ネットワーク 施設整備費	405,000	同 上	10%以内	同 上
庁舎等整備費	1,965,000	同 上	10%以内	同 上
道民活動センター 整備費	12,000	同 上	10%以内	同 上
総合防災体制整備費	183,000	同 上	10%以内	同 上
国民保護体制整備 推進費	7,000	同 上	10%以内	同 上
消防学校施設整備費	260,000	同 上	10%以内	同 上
北海道特定特別 総合開発事業 推進費	1,252,000	同 上	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
総合研究機構整備費	1,970,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
				必要に応じて繰上償還することができる。
北海道新幹線 鉄道整備事業費	34,001,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄空港整備費	359,000	同上	10%以内	同上
空港整備費	870,000	同上	10%以内	同上
自然環境対策費	50,000	同上	10%以内	同上
文化振興費	65,000	同上	10%以内	同上
すべての人に やさしいまちづくり 推進事業費	35,000	同上	10%以内	同上
社会福祉施設整備費	3,430,000	同上	10%以内	同上
児童福祉施設整備費	520,000	同上	10%以内	同上
脱炭素社会推進費	119,000	同上	10%以内	同上
中小企業高度化資金 貸付事業費	225,000	同上	10%以内	同上
ものづくり支援費	4,000	同上	10%以内	同上
農業生産 総合対策事業費	389,000	同上	10%以内	同上



起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業改良普及センター改築費	57,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
土地改良事業費	10,333,000	同上	10%以内	同上
農用地造成事業費	1,513,000	同上	10%以内	同上
農地防災事業費	980,000	同上	10%以内	同上
農道等整備事業費	673,000	同上	10%以内	同上
農道整備特別対策事業費	449,000	同上	10%以内	同上
農村総合整備事業費	803,000	同上	10%以内	同上
直轄土地改良事業費	8,424,000	同上	10%以内	同上
水産基盤整備費	6,994,000	同上	10%以内	同上
直轄特定漁港漁場整備事業費	3,812,000	同上	10%以内	同上
漁港海岸保全費	713,000	同上	10%以内	同上
臨時漁港海岸保全施設整備特別対策事業費	253,000	同上	10%以内	同上
林道事業費	258,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
治山事業費	4,451,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
臨時治山施設整備 特別対策事業費	1,383,000	同上	10%以内	同上
森林整備費	3,797,700	同上	10%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
道民の森整備費	23,000	同上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
建設管理部庁舎建設費	261,000	同上	10%以内	同上
直轄道路事業費	17,401,000	同上	10%以内	同上
道路新設改良費	11,985,000	同上	10%以内	同上
臨時道路整備 特別対策事業費	24,411,000	同上	10%以内	同上
直轄河川事業費	8,331,000	同上	10%以内	同上
河川改良費	9,610,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時河川整備 特別対策事業費	7,531,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
ダム建設費	662,000	同上	10%以内	同上
直轄砂防事業費	1,283,000	同上	10%以内	同上
砂防費	4,806,000	同上	10%以内	同上
臨時砂防施設整備 特別対策事業費	1,033,000	同上	10%以内	同上
災害関連事業費	2,000	同上	10%以内	同上
直轄海岸事業費	160,000	同上	10%以内	同上
海岸保全事業費	983,000	同上	10%以内	同上
臨時海岸保全 施設整備 特別対策事業費	1,027,000	同上	10%以内	同上
街路事業費	2,086,000	同上	10%以内	同上
臨時街路整備 特別対策事業費	1,293,000	同上	10%以内	同上
都市公園費	1,150,000	同上	10%以内	同上
庁舎等営繕費	6,834,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
警察施設整備費	5,071,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
交通安全施設整備費	3,575,000	同上	10%以内	同上
教育施設整備費	500,000	同上	10%以内	同上
高等学校施設整備費	10,730,000	同上	10%以内	同上
特別支援学校施設整備費	1,831,000	同上	10%以内	同上
耕地災害復旧費	6,000	同上	10%以内	同上
漁港災害復旧費	56,000	同上	10%以内	同上
林道災害復旧費	1,000	同上	10%以内	同上
治山災害復旧費	129,000	同上	10%以内	同上
土木災害復旧費	686,000	同上	10%以内	同上
借換債	251,400,000	同上	10%以内	同上
調整債	7,200,000	同上	10%以内	同上
合計	473,867,700			

## 令和7年度北海道公債管理特別会計予算

令和7年度北海道公債管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ429,401,607千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		842,531
	1 財 産 運 用 収 入	842,531
2 繰 入 金		428,559,076
	1 一 般 会 計 繰 入 金	303,743,007
	2 基 金 繰 入 金	124,816,069
歳 入 合 計		429,401,607

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公 債 費		429,401,607	
	1 公 債 費	429,401,607	
歳 出 合 計			429,401,607

## 令和7年度北海道国民健康保険事業特別会計予算

令和7年度北海道国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ466,983,389千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。



第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		141,730,272
	1 負担金	141,730,272
2 国庫支出金		130,271,047
	1 国庫負担金	89,239,055
	2 国庫補助金	41,031,992
3 財産収入		13,765
	1 財産運用収入	13,765
4 繰入金		28,556,044
	1 一般会計繰入金	28,556,044
5 諸収入		166,412,261
	1 貸付金収入	24,000
	2 雑収入	166,388,261

款	項	金 額
歲	入 合 計	466,983,389

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 国民健康保険事業費		466,958,147	
	1 国民健康保険事業費	466,958,147	
2 諸 支 出 金		25,242	
	1 繰 出 金	25,242	
歳 出 合 計		466,983,389	

議案第4号

令和7年度北海道母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和7年度北海道母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,110,037千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		34,391
	1 一 般 会 計 繰 入 金	34,391
2 繰 越 金		600,000
	1 繰 越 金	600,000
3 諸 収 入		475,646
	1 貸 付 金 収 入	382,716
	2 雑 入	92,930
歳 入 合 計		1,110,037

歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費			510,037
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		510,037
2 諸支出金			600,000
	1 繰出金		212,000
	2 諸費		388,000
歳 出 合 計			1,110,037

## 令和7年度北海道中小企業高度化資金貸付事業等特別会計予算

令和7年度北海道中小企業高度化資金貸付事業等特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,245,680千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		310,463
	1 一 般 会 計 繰 入 金	310,463
2 繰 越 金		6,206
	1 繰 越 金	6,206
3 諸 収 入		629,011
	1 貸 付 金 収 入	604,386
	2 雑 入	24,625
4 道 債		300,000
	1 道 債	300,000
歳 入 合 計		1,245,680



歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 中小企業高度化資金貸付等事業費			613,396
	1 中小企業高度化資金貸付等事業費		613,396
2 公債費			361,671
	1 公債費		361,671
3 諸支出金			270,613
	1 繰出金		268,960
	2 諸費		1,653
歳 出 合 計			1,245,680

第 2 表

## 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業高度化資金貸付事業費	300,000	中小企業基盤整備機構からの借入れによる。	0.20%以内	据置期間を含め11年以内において、半年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

## 令和7年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計予算

令和7年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ950,633千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		857,291
	1 財 産 運 用 収 入	7,291
	2 財 産 売 払 収 入	850,000
2 繰 入 金		2,943
	1 基 金 繰 入 金	2,943
3 諸 収 入		90,399
	1 一 般 会 計 借 入 金	90,399
歳 入 合 計		950,633

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公 債 費		950,633	
	1 公 債 費	950,633	
歳 出 合 計			950,633

## 令和7年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計予算

令和7年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ499,393千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		471,439
	1 財 産 運 用 収 入	1,439
	2 財 産 売 払 収 入	470,000
2 繰 入 金		3,834
	1 基 金 繰 入 金	3,834
3 諸 収 入		24,120
	1 一 般 会 計 借 入 金	24,120
歳 入 合 計		499,393

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公 債 費		499,393	
	1 公 債 費	499,393	
歳 出 合 計			499,393



## 令和7年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計予算

令和7年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ316,252千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		1,972
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,972
2 繰 越 金		128,172
	1 繰 越 金	128,172
3 諸 収 入		186,108
	1 貸 付 金 収 入	186,108
歳 入 合 計		316,252

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 就 農 支 援 資 金 貸 付 等 事 業 費		1,972	
	1 就 農 支 援 資 金 貸 付 等 事 業 費	1,972	
2 公 債 費		208,160	
	1 公 債 費	208,160	
3 諸 支 出 金		106,120	
	1 繰 出 金	104,783	
	2 諸 費	1,337	
歳 出 合 計		316,252	

令和7年度北海道沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算

令和7年度北海道沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ202,791千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		2,781
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,781
2 繰 越 金		148,832
	1 繰 越 金	148,832
3 諸 収 入		51,178
	1 貸 付 金 収 入	51,168
	2 雑 入	10
歳 入 合 計		202,791

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1	沿岸漁業改善資金 貸付事業費	202,791	
	1 沿岸漁業改善資金 貸付事業費	202,791	
歳 出 合 計			202,791

令和7年度北海道林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算

令和7年度北海道林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ260,917千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		3,733
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,733
2 繰 越 金		217,279
	1 繰 越 金	217,279
3 諸 収 入		39,905
	1 貸 付 金 収 入	33,341
	2 雑 入	6,564
歳 入 合 計		260,917



歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1	林業・木材産業改善資金 貸付事業費	256,184	
	1 林業・木材産業改善資金 貸付事業費	256,184	
2	林業就業促進資金 貸付事業費	4,733	
	1 林業就業促進資金 貸付事業費	4,733	
歳 出 合 計		260,917	

## 令和7年度北海道営住宅事業特別会計予算

令和7年度北海道営住宅事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,863,983千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		4,678,907
	1 使用料	4,678,907
2 国庫支出金		2,185,358
	1 国庫補助金	2,185,358
3 繰入金		219,985
	1 一般会計繰入金	219,985
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 諸収入		2,538,307
	1 一般会計借入金	2,468,392
	2 雑収入	69,915
6 道債		5,241,326

款	項	金 額
	1 道 債	5, 241, 326
歲 入	合 計	14, 863, 983

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 道 営 住 宅 事 業 費		8,406,279	
	1 道 営 住 宅 事 業 費	8,406,279	
2 公 債 費		5,698,743	
	1 公 債 費	5,698,743	
3 諸 支 出 金		758,961	
	1 繰 出 金	758,951	
	2 諸 費	10	
歳 出 合 計		14,863,983	

第 2 表

## 債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和7年度建設に係る公営住宅の工事請負に関する債務負担行為	令和7年度から令和8年度まで	2,500,000
令和7年度道営住宅管理システム再構築事業に係る業務の委託に関する債務負担行為	令和7年度から令和8年度まで	85,000

第 3 表

## 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設費	4,125,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
借換債	1,116,326	同上	10%以内	同上
合計	5,241,326			

## 令和7年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計予算

令和7年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,731,524千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。



第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		28,731,524
	1 一 般 会 計 借 入 金	14,613,000
	2 貸 付 金 収 入	14,118,524
歳 入	合 計	28,731,524

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1	住宅供給公社事業運営 資金貸付事業費	14,613,000	
	1	住宅供給公社事業運営 資金貸付事業費	14,613,000
2	公 債 費	14,118,524	
	1	公 債 費	14,118,524
歳 出 合 計		28,731,524	

## 令和7年度北海道地方競馬特別会計予算

令和7年度北海道地方競馬特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ59,822,145千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,300,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		6,438
	1 手 数 料	6,438
2 財 産 収 入		1,343
	1 財 産 運 用 収 入	1,343
3 寄 附 金		35,500
	1 寄 附 金	35,500
4 諸 収 入		53,269,397
	1 収 益 事 業 収 入	50,000,000
	2 雑 収 入	3,269,397
5 繰 入 金		6,509,467
	1 基 金 繰 入 金	6,509,467
歳 入	合 計	59,822,145

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 競 馬 費		59,818,637	
	1 競 馬 総 務 費	21,510	
	2 競 馬 開 催 費	59,797,127	
2 諸 支 出 金		3,508	
	1 繰 出 金	3,508	
歳 出 合 計		59,822,145	

## 令和7年度北海道公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度北海道公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総処理水量	2,259,017	立方メートル
(2) 一日平均処理水量	6,189	立方メートル
(3) 主要な建設改良事業		
石狩湾新港地域公共下水道改修事業	1,118,500	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業資金に充てるため、長期借入金  
を一般会計から173,275千円借り入れる。

収		入
第1款	下水道事業収益	1,073,652 千円
第1項	営業収益	424,367 千円
第2項	営業外収益	649,285 千円
支		出
第1款	下水道事業費用	1,449,055 千円
第1項	営業費用	1,249,267 千円
第2項	営業外費用	199,788 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額98,558千円は、過年度分損益勘定留保資金20,129千円、当年度分損益勘定留保資金64,709千円、過年度資本的収支調整額13,162千円及び当年度資本的収支調整額558千円で補填するものとする。）。

	収 入	
第1款 資 本 的 収 入		1,326,434 千円
第1項 企 業 債		929,500 千円
第2項 補 助 金		248,555 千円
第3項 他会計からの長期借入金		148,379 千円

	支 出	
第1款 資 本 的 支 出		1,424,992 千円
第1項 建 設 改 良 費		1,137,555 千円
第2項 企 業 債 償 還 金		285,497 千円
第3項 長 期 借 入 償 還 金		1,930 千円
第4項 返 還 金		10 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
特 定 公 共 下 水 道 費	千円 889,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め40年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
借 換 債	40,500	同 上	10%以内	同 上

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

## 令和7年度北海道流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度北海道流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町数	17市町
(2) 主要な建設改良事業	
十勝川流域下水道改修事業	1,252,000 千円
石狩川流域下水道改修事業	792,000 千円
函館湾流域下水道改修事業	764,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	3,956,289 千円
第1項 営業外収益	3,956,289 千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	4,078,307 千円
第1項 営業費用	3,926,710 千円
第2項 営業外費用	151,597 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額918,123千円は、過年度分損益勘定留保資金79,969千円、当年度分損益勘定留保資金823,589千円及び過年度資本的収支調整額14,565千円で補填するものとする。)



収 入	
第1款 資 本 的 収 入	3,536,666 千円
第1項 企 業 債	1,195,000 千円
第2項 補 助 金	1,636,900 千円
第3項 負 担 金	704,766 千円

支 出	
第1款 資 本 的 支 出	4,454,789 千円
第1項 建 設 改 良 費	2,944,800 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,509,979 千円
第3項 返 還 金	10 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和7年度流域下水道事業に関する債務負担行為	令和7年度から 令和8年度まで	千円 3,137,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流 域 下 水 道 費	千円 653,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め40年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
借 換 債	542,000	同 上	10%以内	同 上

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

## 令和7年度北海道電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度北海道電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量 282,783,000 キロワット時

(2) 主要な建設改良事業

岩尾内発電所改修事業 62,764 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 電気事業収益		6,610,703 千円
第1項 営業収益		6,471,991 千円
第2項 財務収益		6,493 千円
第3項 営業外収益		132,219 千円
	支	出
第1款 電気事業費用		4,531,650 千円
第1項 営業費用		4,146,812 千円
第2項 財務費用		43,420 千円
第3項 営業外費用		341,418 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,196,533千円は、過年度分損益勘定留保資金1,215,563千円、減債積立金766,842千円、再生可能エネルギー等利用推進積立金61,730千円、繰越利益剰余金処分額28,287千円及び当年度資本的収支調整額124,111千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	24,730 千円
第1項 負 担 金	9,530 千円
第2項 長期貸付金償還金	15,200 千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	2,221,263 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,426,134 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	766,842 千円
第3項 繰 出 金	28,287 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和7年度岩尾内発電所改修工事に関する債務負担行為	令和7年度から 令和10年度まで	千円 753,477
令和7年度ポンテシオ発電所水圧鉄管耐震補強工事に関する債務負担行為	令和7年度から 令和8年度まで	134,910
令和7年度発電監視制御システムプログラム補修に関する債務負担行為	令和7年度から 令和9年度まで	135,950
令和7年度流量観測業務委託に関する債務負担行為	令和7年度から 令和8年度まで	17,890
令和7年度幌別ダム小水力発電設備設置事業に関する債務負担行為	令和7年度から 令和9年度まで	90,000

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、180,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	797,680 千円
(2) 交 際 費	120 千円

(利益剰余金の処分)

第8条 繰越利益剰余金のうち28,287千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 繰 出 金	28,287 千円
-----------	-----------

## 令和7年度北海道工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度北海道工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	81	箇所
(2) 年間総給水量	94,816,652	立方メートル
(3) 一日平均給水量	258,356	立方メートル
(4) 主要な建設改良事業		
石狩湾新港地域工業用水道建設事業	69,427	千円
苫小牧地区工業用水道配水施設建設事業	8,466,846	千円
室蘭地区工業用水道改修事業	160,275	千円
苫小牧地区工業用水道改修事業	582,704	千円
石狩湾新港地域工業用水道改修事業	41,126	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業資金に充てるため、長期借入金を一般会計から98,712千円借り入れる。

収 入	
第1款 工業用水道事業収益	2,300,178 千円
第1項 営業収益	2,075,033 千円
第2項 営業外収益	225,145 千円
支 出	
第1款 工業用水道事業費用	2,550,247 千円
第1項 営業費用	2,416,051 千円
第2項 営業外費用	134,196 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,020,465千円は、過年度分損益勘定留保資金324,387千円、当年度分損益勘定留保資金602,397千円及び当年度資本的収支調整額93,681千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	9,601,897 千円
第1項 企業債	745,000 千円
第2項 補助金	247,539 千円
第3項 負担金	8,466,846 千円
第4項 他会計からの出資金	63,115 千円
第5項 他会計からの長期借入金	51,110 千円
第6項 繰入金	28,287 千円
支 出	
第1款 資本的支出	10,622,362 千円
第1項 建設改良費	9,827,610 千円
第2項 企業債償還金	728,681 千円
第3項 長期借入償還金	66,071 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和7年度室蘭地区工業用水道第四期改修事業に関する債務負担行為	令和7年度から 令和9年度まで	千円 493,845
令和7年度石狩湾新港地域工業用水道受電設備マルチリレー更新工事に関する債務負担行為	令和7年度から 令和8年度まで	11,880
令和7年度石狩湾新港地域工業用水道第一期改修事業に関する債務負担行為	令和7年度から 令和9年度まで	1,047,496

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
室蘭地区工業用水道改修事業	千円 269,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による(他の地方公共団体との共同発行を含む)。	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った)	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
			後においては、当該見直し後の利率)	
苦小牧地区 工業用水道 改修事業	千円  405,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
石狩湾新港地域 工業用水道 改修事業	71,000	同上	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	同上

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,330,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 490,865 千円
- (2) 交際費 80 千円



## 令和7年度北海道病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度北海道病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 院 数	6 病院
(2) 病 床 数	847 床
(3) 年間取扱延患者数	
入 院	94,015 人
外 来	193,761 人
(4) 一日平均患者数	
入 院	258 人
外 来	801 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	17,088,898 千円
第1項 医業収益	7,338,313 千円
第2項 医業外収益	9,743,183 千円
第3項 特別利益	7,402 千円
支 出	
第1款 病院事業費用	17,335,037 千円
第1項 医業費用	15,005,608 千円
第2項 医業外費用	2,299,123 千円
第3項 特別損失	30,306 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額692,444千円は、当年度分損益勘定留保資金692,444千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的 収 入	3,008,195 千円
第1項 企 業 債	1,875,000 千円
第2項 他 会 計 負 担 金	1,133,195 千円
支 出	
第1款 資本的 支 出	3,700,639 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,887,231 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,813,408 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
病 院 建 設 事 業	千円 1,875,000	財務省その他からの借入れによる。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、3,300,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |               |              |
|---------------|--------------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 8,457,308 千円 |
| (2) 交 際 費     | 400 千円       |

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,737,308千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

区 分	種 類	名 称	数 量
取得する資産	器 械 備 品	全身用 X線コンピュータ断層撮影装置	1台
		電子カルテ・オーダーリングシステム一式	1台
		血 管 撮 影 装 置	1台